

年金記録問題に関する参考資料

平成20年4月9日 社会保険庁

- 年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について・・・1
(19年7月5日 年金業務刷新に関する政府与党協議会)
- 「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」の主なポイント・・・2
(20年3月14日 年金記録問題に関する関係閣僚会議)
- 「5000万件」の年金記録等への対応について(イメージ)・・・3
(20年3月14日 年金記録問題に関する関係閣僚会議)
- 「今後解明を進める記録等」(1,975万件)の解明・統合の推進について・・・4
(イメージ) (20年3月14日 年金記録問題に関する関係閣僚会議)

年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について

1 年金記録の名寄せ

- (1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ【19年12月～20年3月を目途】
- (2) 「1430万件」・「36万件」のマイクロフィルムのデータを磁気化し、すべての加入者のコンピュータの記録と名寄せ(あわせて結果の通知)【20年5月までを目途】

2 すべての方への加入履歴のお知らせ(「ねんきん特別便」)

- (1) 「5000万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせ【19年12月～20年3月を目途】
- (2) その他のすべての方へのお知らせ
 - ① 既に年金を受け取られている方【20年4～5月を目途】
 - ② 今後年金を受け取る予定の方【20年6～10月を目途】

3 コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ【進捗状況を半年毎に公表】

- ① 社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録
- ② 市町村が保有する国民年金の被保険者名簿の記録
- ③ 社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録
※コンピュータへの転記が正確かどうかのサンプル調査を実施

4 「年金記録確認第三者委員会」(総務省)における記録確認

社会保険庁等に記録がなく、ご本人も領収書等がない事例について、個別に、ご本人の立場に立って、公正に判断。

5 相談体制の拡充

- ① すべての市町村において、社会保険労務士の協力も得て巡回相談を実施。【19年7月中を目途に開始】
- ② 企業ごとの「年金相談窓口」の設置など、日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会の協力により、企業等における年金に関する相談機能を充実。【19年7月以降随時】

6 新たな年金記録管理システムの構築

- ① 住民基本台帳ネットワークと連携し、住所異動、氏名変更、死亡といった変動が年金管理記録に反映される仕組みに転換。【23年度中を目途】
- ② 1人1枚の「社会保障カード」(仮称)を導入し、自宅においてもできる、常時、安全かつ迅速な年金記録の確認を実現。【23年度中を目途】

7 「年金記録問題検証委員会」(総務省)による検証【19年7月に中間発表】

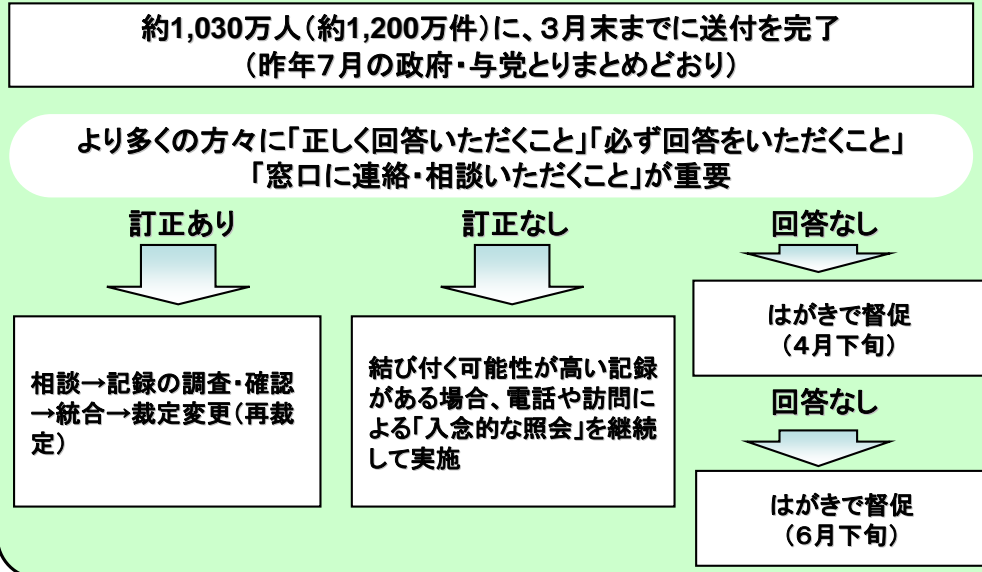
年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等について、徹底的に調査・検証。

8 「年金業務・社会保険庁監理委員会」(仮称)の設置(総務省)

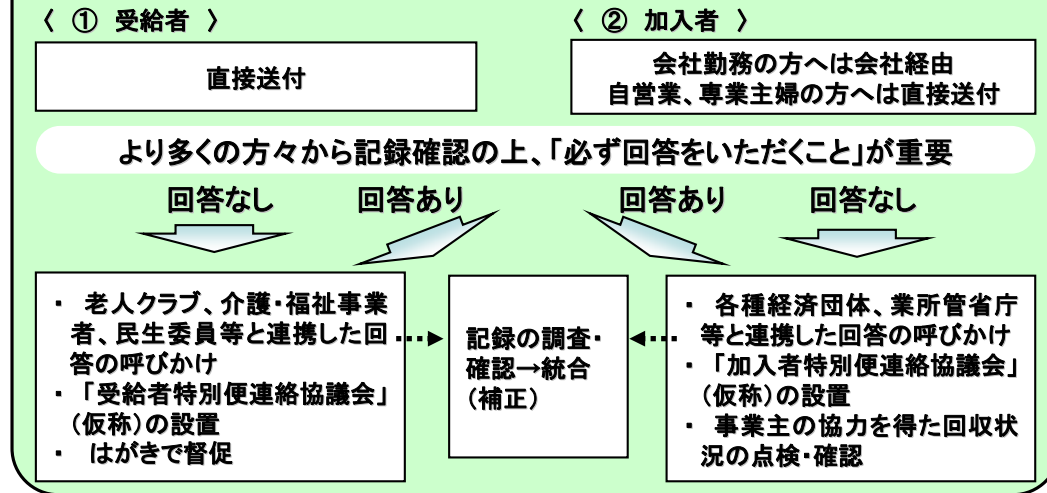
年金記録問題への対応策の着実な実施及び社会保険庁の業務の適正かつ確実な執行を監理するため、社会保険庁からの報告の聴取及び評価、監視、調整等を常時実施。
【19年7月中を目途に設置】

「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」の主なポイント

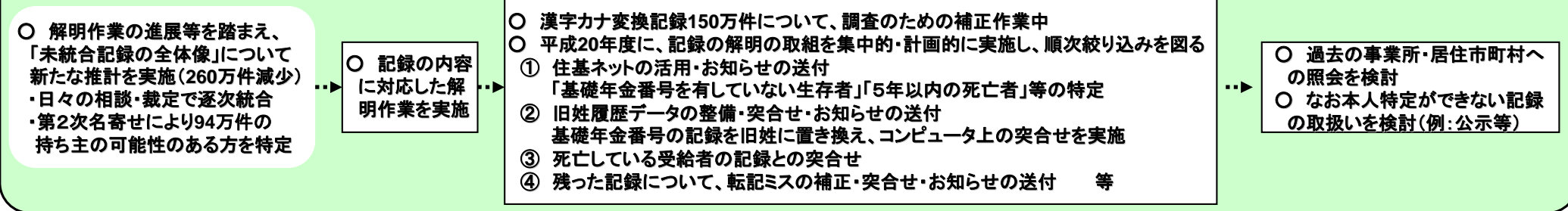
1 平成19年度に送付する「ねんきん特別便」 〈コンピュータ上の突合せで結び付く可能性のある方(約1,030万人)〉



2 平成20年度に送付する「ねんきん特別便」 〈① 4・5月年金受給者(約3,300万人) ② 6月～10月現役加入者(約6,200万人)〉



5 「今後解明を進める記録等」の解明・統合 (* 平成19年12月11日公表時:1,975万件)



3 きめ細かな相談体制の整備

- 身近な地域での対応 :市町村の協力、社会保険労務士の協力、郵便局・農漁協・商工会議所の協力
- 日常的な職域での対応 :事業主・労働組合の協力
- 社会保険事務所による来訪相談体制・巡回相談の拡充

4 機動的な広報の実施

- 回答の前に社会保険事務所の窓口や電話相談窓口への照会を促す
- 受け取る年金額が増額となる具体例を示す
- 基礎年金番号導入前に旧姓で加入していた方に重点的に注意喚起を行う

7 コンピュータ記録と台帳等の突合せ

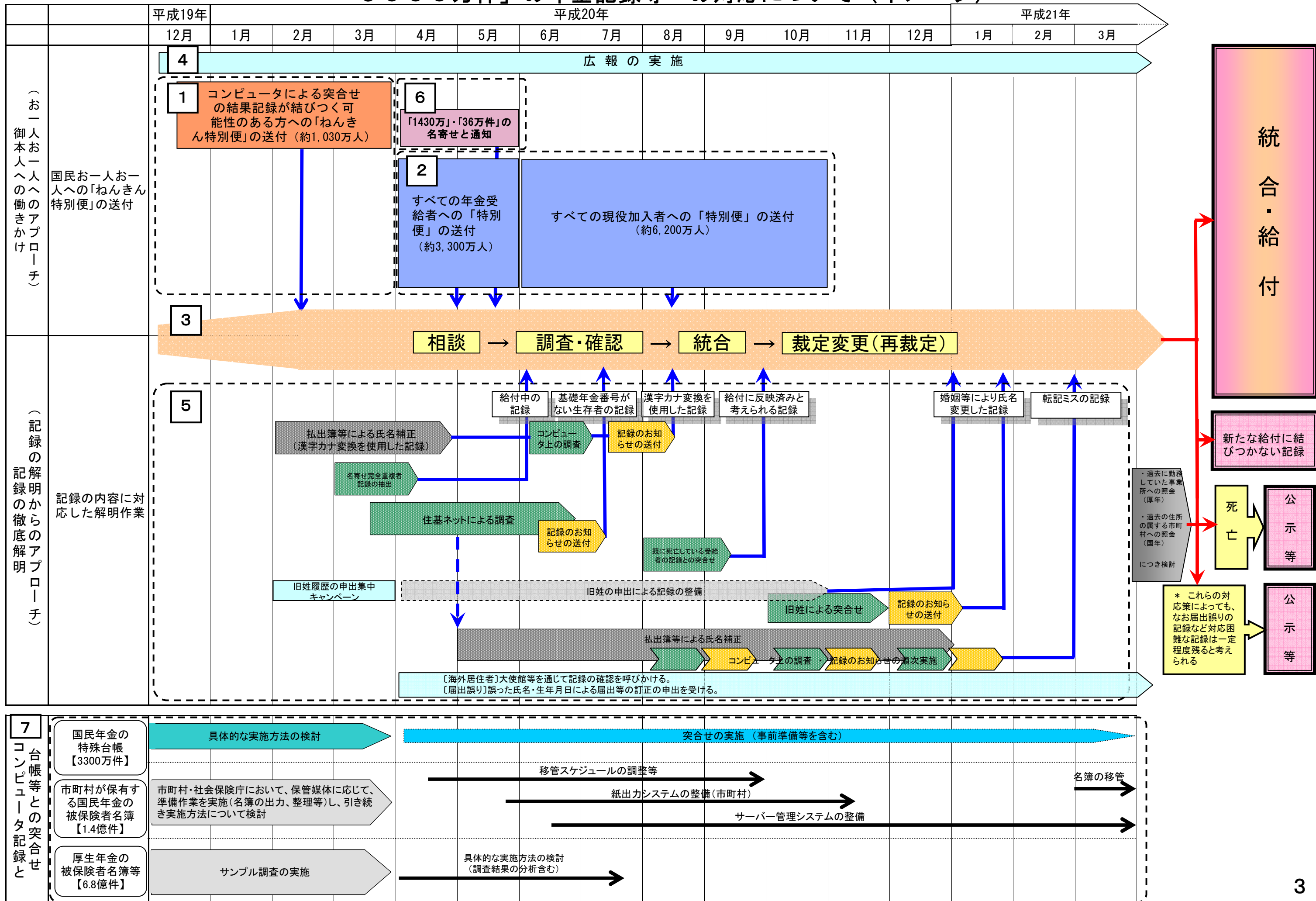
- 計画的・効率的に実施することとし、平成20年度は、以下を実施。
 - ①優先度の高い「国民年金特殊台帳」の突合せ
 - ②「市町村の国民年金の被保険者名簿」の実施方法の検討
 - ③規模が大きい「厚生年金の被保険者名簿」のサンプル調査の分析・実施方法等の検討を進める

8 年金記録確認第三者委員会の対応

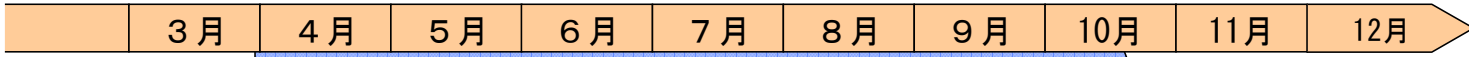
- 本年3月までに申し立てられた事案については、審議チームの増と一回当たりの処理件数の増により、概ね1年を目途に処理
- 本年4月以降に申し立てられる事案については、
 - ・第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進
 - ・申立件数を勘案した一層の体制の強化により処理促進

* 平成19年12月に公表した「5千万件」の未統合記録の全体像推計においては、「5千万件」の記録のうち、①死亡判明・脱退手当金支給済み・統合済み等の記録1,550万件、②コンピュータ上の第1次名寄せで結び付く可能性のある記録1,100万件、③今後解明を進める記録1,975万件、④氏名等補正中の記録470万件(その後補正作業済み)である。

「5000万件」の年金記録等への対応について（イメージ）



「今後解明を進める記録等」(1,975万件)の解明・統合の推進について(イメージ)



平成20年10月までに全受給者・加入者に対して「ねんきん特別便」を送付し、確認・訂正を受ける。

受給者 2号被保険者 1・3号被保険者

(お一人お一人へのアプローチ)

今後解明を進める記録 (1975万件)

2次名寄せ ねんきん特別便 94万件

日々の相談・裁定で逐次記録を統合

「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」

「基礎年金番号を有していない生存者の記録」
※無年金者、受給待機者等

「死亡した者の記録」

「転記ミスにより名寄せされなかった記録」

「既に給付等に反映済みと考えられる記録」

「婚姻等により氏名を変更したと考えられる方の記録」

「届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録された記録」等

(記録の解明からのアプローチ)

「婚姻等により氏名を変更」
・旧姓履歴の申出集中キャンペーン ・記録訂正の申し出に併せて旧姓の申し出ある場合は記録の確認及び整備を行う。

「海外居住者」大使館等を通じて記録の確認を呼びかける。
「届出誤り」誤った氏名・生年月日による届出等の訂正の申出を受ける。

データ抽出・プログラム開発

氏名補正 (払出簿照合)

名寄せで完全重複した記録の抽出 → 給付等に反映済

ホストと連携した解明作業用サーバ構築

社会保険業務センター → 住基ネットの指定情報処理機関 → 社会保険業務センター

照会データ → 結果データ

「基礎年金番号を有していない生存者」

5年以内死亡

氏名補正 (払出簿照合)

転記ミスにより名寄せされなかった記録

該当なし

既に死亡している受給者の記録のサーバへの収録

プログラム開発、氏名変更履歴情報の抽出・収録

ねんきん特別便の回答(訂正なし)に基づく旧姓の申出の磁気データ化

コンピュータ上の調査 → 「記録のお知らせ」送付 → 回答 → 記録確認・統合

年金受給に結び付くと思われる方の記録

「記録のお知らせ」送付 → 回答 → 記録確認・統合

(※無年金者と考えられる記録については、別途検討)

コンピュータ上の調査 → 「記録のお知らせ」送付 → 回答 → 記録確認・統合

氏名補正 (払出簿照合) → コンピュータ上の調査 → 「記録のお知らせ」送付 → 回答 → 記録確認・統合

氏名補正 (払出簿照合)

既に死亡している受給者の記録による調査 → 給付等に反映済

婚姻等により氏名を変更したと考えられる方の記録

氏名変更履歴等を活用した旧姓による突合わせ → 「記録のお知らせ」送付

統合・給付

新たな給付に結びつかない記録

死亡 → 公示等

・過去に勤務していた事業所への照会(厚年)
・過去の住所の属する市町村への照会(国年)

公示等

* これらの対応策によっても、なお届出誤りの記録など対応困難な記録は一定程度残ると考えられる

※ 1975万件については平成19年12月11日公表の「未統合記録の全体像[推計]」に基づく数値であり、今後の作業の進捗等により変動する。